

【警報器のリース契約について】

警報器のリース契約は、東邦ガスまたは東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガスの使用契約（以下、ガス使用契約）を締結いただいているお客さまを対象にしております。

ご契約後は、毎月のガス料金とともに警報器リース料金をお支払いいただきます。

支払時期、方法等はガス料金と同じです。

【一括リースとは】

マンション・アパートなどの集合住宅で、経営者の方などに、同一型式5個以上をまとめてお得にご契約いただくシステムです。

- 経営者の方などご契約いただいた方に、毎月のガス料金とあわせて、全戸分のリース料金を一括してお支払いいただきます。
- 警報器リース料金の支払い証明書を有料で発行することができます。
- リース期間中の設置個数増減による契約変更はできません。

◎転居等やむを得ない理由がある場合以外は、中途解約ができません（なお、リース契約者がガス使用契約を解約されたときは、リース契約は終了します）。

◎万が一、中途解約をする場合（前記のリース契約が終了の場合も含む）は、解約日・終了日の属する月のリース料金をいただきます。その場合、警報器本体については、お客さまにて取外しのうえ、東邦ガスの下表の事業所等に郵送いただきます（送料はお客さまにご負担いただきます）。なお、当方から回収に伺う場合は有料となります。

◎リース・一括リースをご利用の場合、契約期間は、都市ガス警報器は5年間、住宅用火災警報器は10年間です。

◎リース料金及び希望小売価格は、消費税等の税率10%を加算した「税込価格」と「税抜価格」を併記しています。

◎2019年3月31日以前にリースをご契約のお客さまは、消費税の経過措置が適用され、リース期間満了まで消費税率8%が適用されます。

◎2019年4月1日以降にリースをご契約のお客さまは、2019年10月以降、消費税率10%が適用されます。

<事業所一覧>

事業所名	郵便番号	住所
星ヶ丘事業所	〒464-0025	名古屋市千種区桜が丘17
北事業所	〒462-0062	名古屋市北区新沼町148番地
笠寺事業所	〒457-0058	名古屋市南区前浜通3丁目8番地
東海事業所	〒477-0037	東海市高横須賀町町新田8番地
一宮事業所	〒491-0045	一宮市音羽1丁目1番13号
春日井事業所	〒486-0927	春日井市柏井町2丁目37番地
岡崎事業所	〒444-0851	岡崎市久後崎町字本郷53番地
豊田事業所	〒471-0023	豊田市挙母町5丁目64番地
刈谷事業所	〒448-0025	刈谷市幸町3丁目2番9号
岐阜事業所	〒500-8476	岐阜市加納愛宕町37番地2
各務原事業所	〒509-0141	各務原市鷺沼各務原町7丁目139番地
津事業所	〒514-0034	津市南丸之内4番10号
四日市事業所	〒510-0084	四日市市栄町3番8号
松阪事業所	〒515-0018	松阪市京町1区30番4